

者福井安久大専業主側三井壽永九郎鈴木通從業員側熊谷青
山外五名等會見福井ノ斡旋ニヨリ左記覚書ヲ交換レ圓滿解
決セリ

二、覚書

- 一、減給ハ六月分通りトシテ今後ト虽モ其マ、継続スルコト
- 二、休業日ハ公休二日ヲ除キ臨時休業ヲ合セテ一月百二十時
間^(教員ノ場合ハ百二十時間トシテ)ハ百八十時間ニ充當スル時間ノ五割ヲ生活
補助トシテ支給スルコト 但レ一月七月八百二十時間ニ充
當スル五割ヲ支給スルコト
- 三、作業十五時間ヲ裁ユル時ハ三十分毎ニ五割増ノ時間給ヲ支
給スルコト
- 四、給料ノ支拂ハ月末ニ必ス内金ヲ減レ換額ハ翌月十日迄ニ計
算之押ツコト但レ不慮災害又ハ給料支拂上ニ就キ不可抗力
ノ事情公然工場員ニ認識サレル時ニ限り數日間支拂延期

ヲ承認スルコト

- 五、工場員ハ安ニ歳少セザルモ連続シテ業務ノ困難ナル場合及
工場考力ノ平弱シ決レタル時ハ減賃スルコトアルヘレ 但
シ右ニヨル工場員ニ對シテ工場法ニヨル手當日給十四日分
ヲ給スル外別ニ金一封ヲ給スルコト 尚金一封ノ額面ニ就
テハ當時ノ状況ニ依リ福井安久太ニ相談ノ上決定スルコト
- 六、健康保險法ノ一項ハ要求書ヨリ削除スルコト
- 七、工場員ニ見為ニ探査勤薄ノ作製及給料清算書等ヲ調製スル
コト

- 八、健康保險法ノ交付ハ実行スルコト
- 九、印刷部責任者ハ暫時現在通リトシ時期ヲ見テ更任スヘシ
- 一〇、敬務中ノ負傷ニ對シテハ工場法並ニ健康保險法ノ規定ニヨ
リ支給スヘシ

昭和六年七月三十一日